

**南部馬淵川漁業協同組合内共第 17 号
第五種共同漁業権遊漁規則**

沿革 令和 5 年 9 月 1 日 認可

(目的)

第 1 条 この規則は、この組合が有する内共第 17 号第五種共同漁業権のうち、馬淵川と安比川の合流点から下流の馬淵川本支流の区域及び同合流点から上流の安比川本支流の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合、組合の委託を受けた指定販売所等（以下「指定販売所等」という。）又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）に第 7 条の遊漁料を納付し、承認を受けなければならない。

2 前項の納付場所等は、毎年、新聞又は掲示等により公表するものとする。

(遊漁の方法及び期間)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる遊漁の方法により、ウ欄に掲げる区域内及びエ欄に掲げる期間中でなければならない。

ア 水産動物	イ 遊漁の方法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	友釣り	馬淵川と安比川の合流点から下流の馬淵川本支流及び同合流点から上流の安比川本支流の区域	7月1日から12月31日の期間内で組合が定めて公表する期間
うぐい	餌釣り、擬餌釣り	同上	1月1日から12月31日まで
やまめ、いわな	餌釣り、擬餌釣り	同上	3月1日から9月30日まで
さくらます	餌釣り、擬餌釣り	同上	4月1日から6月30日まで
こい	餌釣り	同上	1月1日から12月31日まで
うなぎ	置釣り	同上	同上
かじか	餌釣り、擬餌釣り	同上	6月1日から9月30日まで

2 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、前項の各欄に定める範囲を制限することがある。この場合においては、当該制限の内容を新聞又は掲示等により公表するものとする。

(禁止区域)

第4条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。ただし、9月10日から10月10日までの期間中に、あゆを友釣りにより採捕する場合はこの限りでない。

区域	期間
馬淵川舌崎発電所下山井用水取入口えん堤上流端の上流 100メートルの地点から同えん堤下流端の下流 200メートルの地点までの区域	1月1日から 12月31日まで
安比川二戸市浄法寺町滝見橋上流端の上流 200メートルの地点から同下流端の下流 100メートルの地点までの区域	

(漁具又は漁法の制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる漁具又は漁法により、イ欄に掲げる区域内でウ欄に掲げる期間中において、水産動物を採捕してはならない。

ア 漁具・漁法	イ 区域	ウ 期間
毛針釣り（ルアーを除く）	馬淵川と安比川の合流点から下流の馬淵川本流及び同合流点から上流の安比川本流の区域	5月1日から 6月30日まで
撒餌漁法（餌容器使用含む）	馬淵川と安比川の合流点から下流の馬淵川本支流及び同合流点から上流の安比川本支流の区域	1月1日から 12月31日まで

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

水産動物	全長
いわな	15センチメートル
やまめ（ひかりを含む）	15センチメートル
うなぎ	30センチメートル
うぐい	15センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下のときは無料とし、中学生、肢体不自由者及び高齢者（二戸市及び八幡平市のうち旧安代町に住居を置く75歳以上の者に限る。）のときは2分の1に相当する額とする。

区分	水産動物	漁具・漁法	遊漁料	
			日券	年券
全魚種	あゆ	友釣り	2,000円	12,000円
	うぐい、やまめ、いわな、さくらます、かじか	餌釣り、擬餌釣り		
	こい	餌釣り		
	うなぎ	置釣り		
雑魚	うぐい、やまめ、いわな、さくらます、かじか	餌釣り、擬餌釣り	1,000円	6,000円
	こい	餌釣り		
	うなぎ	置釣り		

- 第2条の規定にかかわらず、前項の遊漁料を当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、未就学の幼児、小・中学生、肢体不自由者及び高齢者（二戸市及び八幡平市のうち旧安代町に住居を置く75歳以上の者に限る。）を除き日券額と同額を加算した額とする。
- 第1項の中学生及び肢体不自由者にあつては、遊漁料納付時に公的機関が発行した当該証明書の提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項に定める遊漁料の納付を受けたときは、様式第1号による遊漁承認証（以下「承認証」という。）を交付するものとする。ただし、遊漁者が指定販売所等又はオンラインシステムで遊漁料を納付する場合は、これらの管理者が様式第1号で承認する内容を記載する書面又は表示する画面をもって、組合が交付する承認証とみなすものとする。

- 承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 漁場区域において、岩手県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を納付しなければならない。

区分	水産動物	漁具・漁法	遊漁料	
			個人	団体
全魚種	あゆ	友釣り	24,000 円	21,600 円
	うぐい、やまめ、いわな、さくらます、かじか	餌釣り、擬餌釣り		
	こい	餌釣り		
	うなぎ	置釣り		
雑魚	うぐい、やまめ、いわな、さくらます、かじか	餌釣り、擬餌釣り	17,000 円	15,200 円
	こい	餌釣り		
	うなぎ	置釣り		

- 2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
岩手県盛岡市内丸 16 番 1 号 岩手県水産会館 5 階
岩手県内水面漁業協同組合連合会
- 3 第 1 項の共通遊漁承認証の様式は、様式第 2 号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持するとともに、別に交付する腕章を付けなければならない。
- 5 第 1 項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については第 7 条第 2 項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際して守るべき事項)

- 第 10 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、承認証（オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、承認証を表示した画面）を提示しなければならない。ただし、オンラインシステムで承認証を提示できない場合は、承認証を表示した画面を印刷して携帯しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、遊漁に際しては、川底をかくはんしてはならない。
 - 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第 11 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。
- 2 漁場監視員は、様式第 3 号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 組合又は漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。